

要望等に対する回答について

要望年月日：令和7年12月16日

要望団体名：岩手県鉄構工業協同組合

※「県政への反映区分」については、別紙のとおり。

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
I. 入札制度について (1) 総合評価落札方式の評価基準について	<p>総合評価落札方式の技術提案評価項目である「災害活動の実績等」「無償奉仕活動の実績」については、土木系以外の入札の際、公共土木施設における災害活動等を行っている土木系工事を受注する企業が優位な状況になることを踏まえ、評価項目から除外しています。</p> <p>なお、「災害協定の有無」については、昨今の激甚化する豪雨災害や家畜伝染病に係る防疫対応など、災害協定の締結の重要性が高まっているため、土木系以外においても評価対象とすることを検討しているところです。(B)</p> <p>総合評価落札方式については、入札動向等を注視しながら、他の業種を含め総合的に検討し、より良い制度となるよう適切に対応していきます。(C)</p> <p>「県内企業の活用」については、県外業者との下請岩手県営建設工事請負契約書附属条件に記載の「県内に主たる営業所を有する者以外と下請契約を締結した場合は、契約締結報告書を発注者に提出すること」を踏まえ、提出書類の適切な確認を行っていきます。</p> <p>不履行の場合については、請負工事施工成績評定要領に基づき、総合評価技術提案の不履行と同等の扱いとして減点することを検討しているところです。(B)</p>	B : 2 C : 1
(2) 自社工場を保有していることへの評価について	<p>自社工場の保有を評価の対象とすることについては、他の業種も考慮する必要があると考えられることから、今後も、国や他県の動向を注視していきます。</p>	C

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
(3) 工場製作期間中の現場代理人の専任取扱いについて	<p>現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営等のほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する受注者の代理人であることから、常時の連絡に支障を来さないよう工事現場への常駐を義務付けているものですが、工場製作期間中の常駐義務については緩和する取扱いとしていくところですが。</p> <p>要望の「複数工事の兼務を可能とすること」については、都道府県ごとに取扱いが様々であるため、国や他県の事例を参考に検討していきます。</p>	C
(4) 「維持修繕業務等の実績」の評価見直し	<p>総合評価落札方式の技術提案評価項目である「維持修繕業務等の実績」について、土木系以外の入札の際、公共土木施設における活動を行っている土木系工事を受注する企業が優位な状況となることを踏まえ、評価項目から除外しています。</p> <p>総合評価落札方式については、社会情勢や入札動向等を注視しながら、他の業種を含め総合的に検討し、より良い制度となるよう適切に対応していきます。</p>	C
(5) 陸閘・水門の維持管理に包括民間委託の導入のご検討について	<p>県が管理する水門・陸閘等に関する補修・維持管理業務については、機械設備や電気設備等の業務種別ごと、点検・補修修繕及び設備更新等の業務内容ごとに、施設管理者ごとに発注しているところですが。</p> <p>包括的民間委託による発注件数の軽減や民間事業者の創意工夫等による効率的・効果的な業務実施などの有効性は認識していますが、業務実施体制の確立や継続的な予算の確保などが必要であることから、引き続き、本県の水門・陸閘等の適切な維持管理における適用性について検討していきます。</p>	B
<p>2. その他</p> <p>(1) 優良県営建設工事の表彰種別の見直しについて</p>	<p>県では、県内建設業者の施工技術の向上による公共工事の品質確保及び健全な元請下請関係の構築に資することを目的とし、昭和 57 年度から優良県営建設工事表彰を実施しているところですが。</p> <p>優良県営建設工事表彰の対象工事は、各工種の発注件数や地域への貢献度、新技術の活用といった様々な側面を考慮して選定しているところであり、今後も、</p>	C

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
	関係団体等との意見交換も踏まえながら、より良い表彰制度となるよう努めていきます。	
(2) 発注予定の公表について	<p>県営建設工事の発注見通しについては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、県営建設工事の請負契約に係る入札及び契約に関する情報の公表要領を定め、年4回公表しています。また、令和6年度は、国の補正予算に対応した県の補正予算が12月臨時会において成立したことを踏まえ、これに係る発注見通しを1月末に追加で公表しました。</p> <p>これらも踏まえ、令和7年度からは、国の補正予算に対応した県の補正予算への十分な対応が可能となるよう、発注見通しの時期を12月から1月に見直したところです。</p> <p>引き続き、発注公所と連携の上、発注見通しの精度向上に努めていきます。</p>	B

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの</p> <p>(例) ・制度・条例等の新設・改正等を要するもの</p> <p>・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの</p> <p>・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの</p> <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類